

# 成績評価のガイドライン

2019年7月作成、2022年11月改訂

教務委員会

## 1. 趣旨

教育の質保証の観点から、大学としての成績評価に関する共通認識が必要となってきた。また、奨学金や授業料減免など、様々な場面でGPAによる選考が行われており、授業ごとに成績評価の基準が曖昧だと感じられることは、学生の不満の原因になると考えられる。

このガイドラインは、成績評価に関して一定の基準を設けることにより、公平な成績評価を学生に保証するためのものである。

## 2. GPA成績点と評価基準

評点とGPA成績点と評価基準の関係は、以下のものとする

10段階評価	10・9	8	7	6	5以下
GPA成績点	4	3	2	1	0
評価基準	到達目標を理想的なレベルで達成し、より高度な内容を主体的な学修で身につけている。	到達目標を理想的なレベルで達成している。	到達目標を標準的なレベルで達成している。	到達目標を最低限達成している。	到達目標を達成できていない。

## 3. 成績評価の厳格化・平準化

- (1) 授業担当教員は、すべての授業科目において、明確な到達目標と成績評価の方法・基準をシラバスに明示する。成績評価は原則として絶対評価とし、評価の方法は一貫性をもたせる。
- (2) 同一の授業科目を複数開講し、複数の教員が担当する場合は、担当教員間で成績評価の方法・基準等の調整を行うものとする。
- (3) 成績評価の分布が著しく偏ることや、不可となる割合が著しく大きくなることは避けるようにする。
- (4) 各学科は、開講授業科目の成績評価に関する情報を共有し、担当教員による成績評価の差を小さくするための工夫を行う。
- (5) その他、成績評価に関する詳細は、学科（経情・日文・美術）・教養教育ごとに定める。

## 4. 成績評価の説明責任

- (1) 授業担当教員は、履修者に対して説明できるよう、成績評価に関する情報の開示に備えるものとする。履修者から成績評価疑義申し立てがあった場合、成績評価に関する情報の確認を行い、申し立て内容への回答を行うものとする。
- (2) 教務委員会は、成績評価に関して著しい偏りが見られる場合や、シラバス記載事項と異なる評価を行っている場合は、学科・教養教育センター・授業担当教員に説明を求めることができる。